

熊本地震無料法律相談
データ分析結果
（第1次分析）

2016年8月

日本弁護士連合会

第1 データ分析の趣旨及び対象

2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震に関しては、熊本県弁護士会が主体となって電話及び面談による無料法律相談を実施している。当連合会は当該法律相談に関するデータを集約しているところ、本分析（第1次分析）は、当該データのうち次の法律相談に関するデータを対象として行った速報版である。

- 1 受付方法：電話
- 2 受付窓口：熊本県弁護士会のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会及び大阪弁護士会
- 3 対象期間：2016年4月25日から同年7月24日まで
- 4 対象件数：5, 179件

第2 分析の視点 ～法律相談内容の23類型への分類～

本分析では、法律相談データを次の23の類型に分類した。

① 不動産所有権

- 主として、土地及び建物の毀損に伴う所有権問題や建築瑕疵問題を分類
- ・滅失等した住宅のローンの問題は⑨に分類
 - ・毀損した土地・建物による近隣土地・建物所有者等との間の妨害排除・予防や損害賠償の問題は⑥に分類
 - ・毀損した住宅等に対する公的支援の問題は⑫に分類
 - ・新築建物完成後引渡し前や不動産売買契約締結後引渡し前等の目的物滅失による危険負担に関する問題は⑳に分類

② 車・船等の所有権（滅失問題含む）

自動車や船舶等の毀損に伴う所有権問題を分類

③ 預金・株等の流動資産

預金通帳，有価証券，不動産の権利書等の滅失等の問題を分類

④ 不動産賃貸借（借地）

土地の賃貸借契約に関する問題を分類

⑤ 不動産賃貸借（借家）

建物の賃貸借契約に関する問題を分類

⑥ 工作物責任・相隣関係

土地・建物の損壊や，集合住宅における漏水，墓地における墓石の倒壊等による近隣土地・建物所有者等との間の妨害の排除・予防や損害賠償等に関する問題を分類

⑦ 境界

境界の損壊に伴う費用負担や境界の確定等の問題を分類

⑧ 債権回収

貸金，売掛金，請負代金等の回収に関する問題を分類

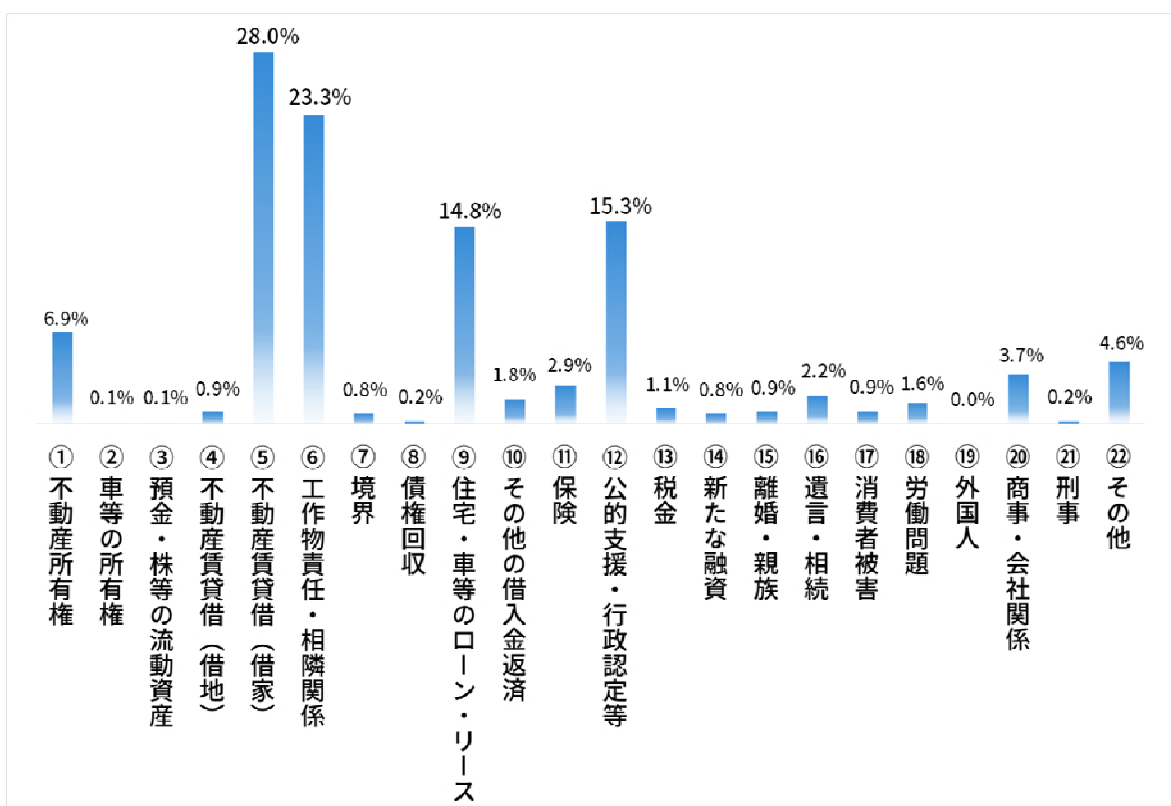
- ⑨ **住宅・車・船等のローン・リース**
住宅や自動車，船舶のローンやリースに関する問題を分類
- ⑩ **その他の借入金返済**
⑨以外の借入金に関する問題を分類
- ⑪ **保険**
損害保険（火災保険，地震保険，自動車保険），生命保険，共済等に関する問題を分類
- ⑫ **公的支援・行政認定等**
被災者生活再建支援金や義捐金等の受領に関する問題，罹災証明書に関する手続や住家の被害認定等の問題，住宅の応急修理や応急仮設住宅に関する問題，生活保護の受給に関する問題，その他公的支援や行政認定等に関する問題を分類
- ⑬ **税金**
税金に関する問題を分類
- ⑭ **新たな融資**
新たな融資に関する問題や新たな融資のための制度に関する問題等を分類
- ⑮ **離婚・親族**
震災に関連する親族間の問題や成年後見制度等に関する問題を分類
- ⑯ **遺言・相続**
遺言，相続，失踪宣告，認定死亡制度等に関する問題を分類
- ⑰ **消費者被害**
震災に関連する消費者被害に関する問題を分類
- ⑱ **労働問題**
雇用契約に基づく労使間の問題や雇用保険等の問題を分類
- ⑲ **外国人**
外国人特有の問題について分類
- ⑳ **商事・会社関係**
会社及び事業者に関する問題，売買契約や工事請負契約における目的物の滅失等に際しての危険負担に関する問題その他取引に関する問題を分類
- ㉑ **刑事**
刑事事件に関する問題を分類
- ㉒ **その他**
①～㉑に直ちに該当しない内容の相談を分類。例えば住宅に設置された給湯器の損壊等に関する問題を分類
- ㉓ **震災関連以外**
震災とは無関係又は震災との関係が希薄な内容の相談を分類

第3 本分析の結果

1 各法律相談類型の傾向

本分析では、法律相談データを前記23の法律相談類型に分類した上で、相談件数を分母として、各相談類型が全体に占める割合を算出した。これをグラフ化したものが次の図である。震災に関する法律相談のみについて示すべく、「㉓ 震災関連以外」に分類した相談の割合はグラフに記載していないが、これは0.2パーセントであった。

相談件数は相談者1名につき1件とカウントしているが、1件の相談を複数の相談類型に分類する場合がある（最大3類型）。そのため、各類型の合計件数は相談件数を超過し、割合の合計は100パーセントを超過する。



2 本分析の結果

本分析の結果によると、「⑤不動産賃貸借（借家）」に関する法律相談が最も多くの割合を占め、次いで「⑥工作物責任・相隣関係」に関する法律相談が多い。また、「⑫公的支援・行政認定等」や「⑨住宅・車等のローン・リース」に関する法律相談も多く寄せられたことも確認された。

これら4類型の法律相談について、その内容を若干解説する。

(1) 「⑤不動産賃貸借（借家）」に関する法律相談について

賃貸借契約の目的物である建物に関し、

- これが全壊した場合の賃料や敷金、立退料の取扱い

- 一部が毀損した場合の、賃借人が居住できない期間の賃料の取扱い（支払義務の有無や減額の可否）、修理義務の所在、修理義務の不履行と賃料支払義務との関係
- 賃貸人と賃借人との間で建物の毀損状況の認識に齟齬があり、賃借人は居住可能と考えているが賃貸人から取り壊すとして明渡しを求められている（逆に賃貸人として取り壊すために賃借人に明渡しを求めたい）が、どうすればよいか

といった相談が多く見られる。賃貸人・賃借人のいずれからも相談が寄せられているが、割合としては賃借人からの相談が多い。

また、同時に「⑫公的支援・行政認定等」にも分類される相談であるが、建物の所有者でなく賃借人でも当該建物につき罹災証明書は取得できるか、という相談もある。

(2) 「⑥工作物責任・相隣関係」に関する法律相談について

特に多く見られるのが、居住する建物の屋根瓦の落下を原因として隣家の建物の壁や自動車、車庫、物置、設備（室外機等）を毀損した（逆に、毀損された）が、これによる損害を賠償しなければならないか（損害賠償を請求できるか）という相談である。毀損原因としては、屋根瓦の落下のほかに、塀の倒壊や墓石の倒壊（隣の墓石を毀損）等も見られる。

隣家が毀損し相談者の居住建物に倒れかかっている場合の対応や、毀損した隣家の塀や石垣が相談者の敷地内に侵入している場合のその撤去に関する対応等、妨害の排除や予防に関する相談も散見される。

また、集合住宅において上階に漏水が生じ被害を受けた、あるいは逆に下階に被害を与えた場合の損害賠償に関する相談も比較的多く見られる。

(3) 「⑫公的支援・行政認定等」に関する法律相談について

罹災証明書の取得手続や住家の被害認定に関する相談が多くを占めるほか、生活再生、毀損した自宅の取り壊しや再築、当面の生活費のために何か支援を受けられないか、という抽象的な相談も多数見られる。

(4) 「⑨住宅・車等のローン・リース」に関する法律相談について

いわゆる二重ローンへの対応に関する相談や、直ちに「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に言及し、これを利用するための手続等に関する情報提供を求めたり同ガイドラインの利用の可否を尋ねたりする相談が多くの割合を占める。

以上